

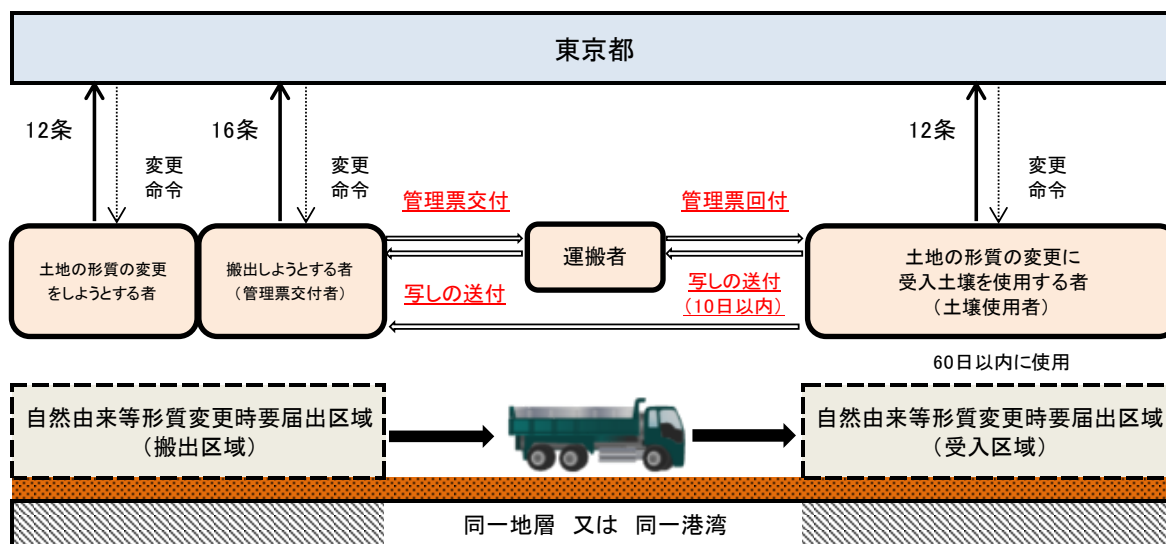
**土壤汚染対策法第 18 条に基づく
区域間移動について**

はじめに

ここでは、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」といいます。）第18条第1項第2号に規定する搬出（区域間移動）について解説します。

区域間移動とは、ある一定の要件を満たした場合、受入区域における埋土や嵩上げ等の土地の形質の変更に使用する目的での、自然由来等形質変更時要届出区域間における土壌の移動を認めるものです。ここで、自然由来等形質変更時要届出区域になりうる区域は①自然由来特例区域、②埋立地特例区域を指します。

概要を図に示します。



区域間移動可能な一定の要件とは、以下の2点です。

- ①自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であること（法第18条第1項第2号イ）
- ②自然由来等土壌があった土地の地質と同じであること（法第18条第1項第2号ロ）

詳細は3ページをご覧ください。

なお、受入区域において搬入土壌は受け入れた日から60日以内に使用しなければなりません。ここで使用とは、汚染土壌を受入区域に搬入したことを指すのではなく、土地の形質の変更の届出に添付した使用場所の図面の通り、埋土や嵩上げ等に使用する必要があります。

(1) 12条の添付書類に明記する事項一覧（搬出・受入区域いずれも提出）

	チェック欄
<p>○土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出元、搬出先自然由来等形質変更時要届出区域における使用場所を明示してください。 	<input type="checkbox"/>
<p>○土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該土壌の使用方法を具体的に明記してください。図面は手引き I-77~79 を参考に作成してください。 	<input type="checkbox"/>

(2) 16条に追加で提出する書類一覧（搬出区域のみ提出）

	チェック欄
<p>○受入区域における使用場所を明らかにする書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出区域及び受入区域の場所を明示してください。図面は添付資料を参考に作成して下さい 	<input type="checkbox"/>
<p>○搬出区域の土壌の特定有害物質による汚染の状況が規則第 65 条の 2 に規定する要件に該当することを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出区域及び受入区域の汚染の状況が、区域間移動の要件を満たしていることを示してください。詳細は 3 ページをご覧ください。 	<input type="checkbox"/>
<p>○搬出区域内の土地の地質が規則第 65 条の 3 に規定する要件に該当することを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出区域及び受入区域の土地の地質が、区域間移動の要件を満たしていることを示してください。詳細は 3 ページをご覧ください。 	<input type="checkbox"/>
<p>○搬出時においても搬出区域の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、規則第 65 条の 4 に規定する要件に該当することを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地歴調査結果を添付し、指定日以降に新たな汚染のおそれが生じていないことを示してください。 	<input type="checkbox"/>
<p>○搬出区域の土壌を受入区域の土地の形質の変更のために他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意書や契約書等、搬出土壌が受入区域における土地の形質の変更に使用されることがわかる書類を添付してください。 	<input type="checkbox"/>

(2) 自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であることについて

自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であることとは、受入区域における区域指定物質が搬出区域における区域指定物質の全部を含んでいることに加え、搬出区域、受入区域の区域指定物質ごとに、以下の表の要件に適合していることです。

表-1 規則 65 条の 2 詳細

搬出区域		受入区域		区域間移動の可否
溶出量基準	含有量基準	溶出量基準	含有量基準	
適合	不適合	適合	不適合	○
		不適合	適合	×
		不適合	不適合	○
不適合	適合	適合	不適合	×
		不適合	適合	○
		不適合	不適合	○
不適合	不適合	適合	不適合	×
		不適合	適合	×
		不適合	不適合	○

(3) 自然由来等土壌があった土地の地質と同じであることについて

自然由来等土壌があった土地の地質と同じであることの規定は、自然由来特例区域間移動と埋立地特例区域間移動の場合で異なります。

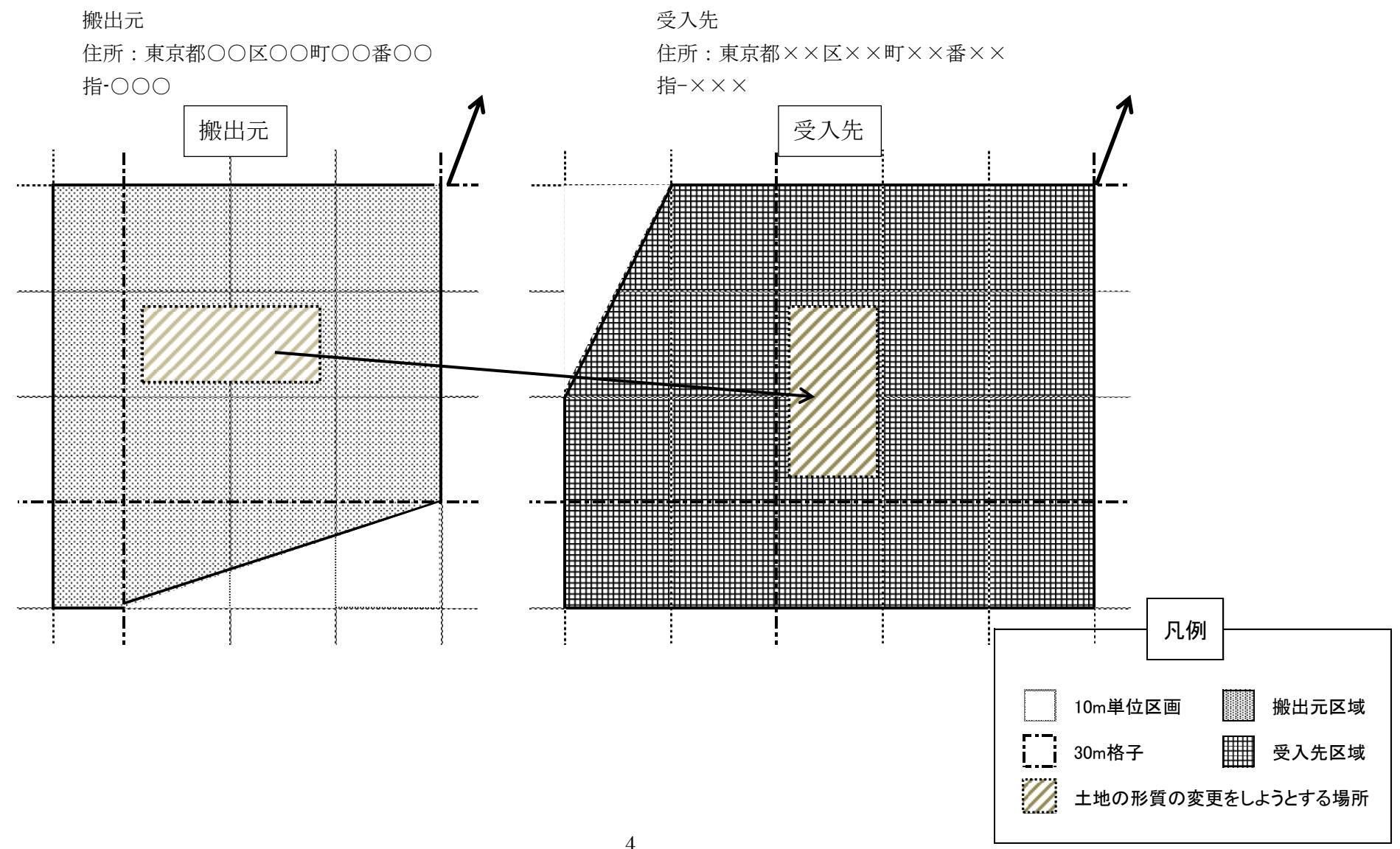
【埋立地特例区域間移動】

土地の地質が同じであることの要件は、搬出元と受入先が同一の港湾であることです。例えば、搬出元が大田区域南島であり、受入先が江東区青海であれば、同一の東京港内での移動となるため、区域間移動は可能と判断されます。

【自然由来特例区域間移動】

土地の地質が同じであることの要件は、搬出元と受入先の地層が同一であることです。自然由来特例区域に指定時の台帳に地質情報を綴っているため、両方の台帳の地質資料を添付し、同一の地質であることを示してください。

受入区域における使用場所を明らかにする書類



作成例

添付書類 2

搬出区域の土壌の特定有害物質による汚染の状況が

規則第 65 条の 2 に規定する要件に該当することを証する書類

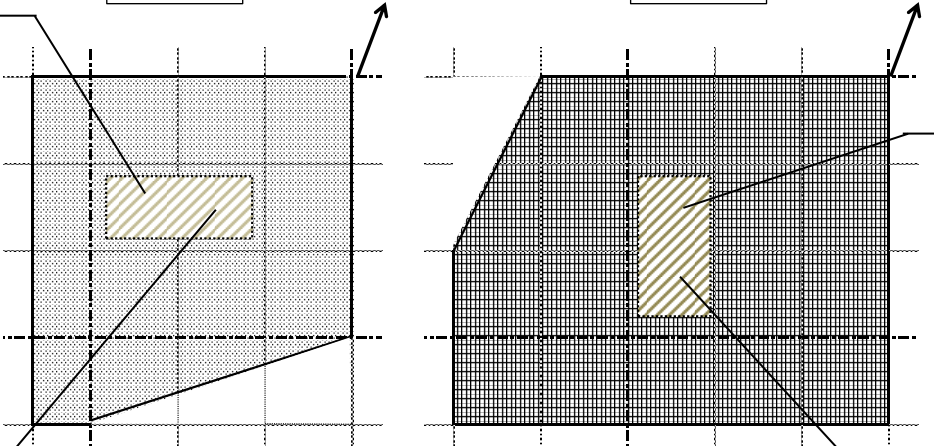
※汚染状態は使用する土壌の最大濃度となります。
※含有量基準超過土壌で盛土をする場合は別途対策が必要になります。

掘削・区域間使用範囲

深度		砒素 (溶出量)	ふっ素 (溶出量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)	(mg/L)
表層 (0~0.5)	+2.1~+1.6	ND	0.20
-1	1.1	0.0046	ND
-2	0.1	0.0046	0.15
-3	-0.9	0.0034	0.14
-4	-1.9	0.0059	ND
-5	-2.9	<u>0.0180</u>	<u>1.3</u>
-6	-3.9	<u>0.0300</u>	<u>1.4</u>
-7	-4.9	<u>0.0250</u>	<u>1.3</u>
-8	-5.9	<u>0.0300</u>	<u>1.3</u>
-9	-6.9	<u>0.0800</u>	<u>2.2</u>
-10	-7.9	<u>0.0860</u>	<u>2.9</u>
-11	-8.9	<u>0.0860</u>	<u>3.0</u>
-12	-9.9	<u>0.1100</u>	<u>3.4</u>
-13	-10.9	<u>0.0830</u>	<u>3.3</u>
-14	-11.9	<u>0.1000</u>	<u>3.3</u>
-15	-12.9	<u>0.1000</u>	<u>3.1</u>

搬出元

受入先



掘削・区域間使用範囲

深度		砒素 (溶出量)	ふっ素 (溶出量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)	(mg/L)
表層 (0~0.5)	+2.1~+1.6	0.0061	0.35
-1	1.1	0.0058	0.29
-2	0.1	0.001	0.56
-3	-0.9	0.019	0.29
-4	-1.9	0.083	0.51
-5	-2.9	<u>0.091</u>	<u>1.3</u>
-6	-3.9	<u>0.17</u>	<u>2.1</u>
-7	-4.9	<u>0.13</u>	<u>2.0</u>
-8	-5.9	<u>0.13</u>	<u>2.0</u>
-9	-6.9	<u>0.19</u>	<u>2.6</u>
-10	-7.9	<u>0.14</u>	<u>3.4</u>
-11	-8.9	<u>0.18</u>	<u>3.0</u>
-12	-9.9	<u>0.23</u>	<u>2.9</u>
-13	-10.9	<u>0.22</u>	<u>3.1</u>
-14	-11.9	<u>0.20</u>	<u>2.9</u>
-15	-12.9	<u>0.19</u>	<u>2.9</u>

必要に応じて、判定表を作成してください。

物質	搬出区域		受入区域		判定
	溶出量	含有量	溶出量	含有量	
砒素	不適合	適合	不適合	適合	○
ふっ素	不適合	適合	不適合	適合	○

深度		砒素 (溶出量)	ふっ素 (溶出量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)	(mg/L)
盛土 (0~+0.7)	+5.0~+4.3	<u>0.19</u>	<u>2.6</u>
表層 (0~0.5)	+4.3~+3.8	<u>0.19</u>	<u>2.6</u>
-1	3.3	<u>0.19</u>	<u>2.6</u>
-2	2.3	<u>0.19</u>	<u>2.6</u>
-3	1.3	<u>0.19</u>	<u>2.6</u>
-4	0.3	0.01	0.17
-5	-0.7	<u>0.017</u>	0.35
-6	-1.7	<u>0.094</u>	<u>1.8</u>
-7	-2.7	<u>0.097</u>	<u>1.9</u>
-8	-3.7	<u>0.081</u>	<u>1.8</u>
-9	-4.7	<u>0.11</u>	<u>1.8</u>
-10	-5.7	<u>0.13</u>	<u>2.8</u>
-11	-6.7	<u>0.18</u>	<u>3.2</u>
-12	-7.7	<u>0.10</u>	<u>3.4</u>
-13	-8.7	<u>0.12</u>	<u>3.4</u>
-14	-9.7	<u>0.11</u>	<u>3.2</u>
-15	-10.7	<u>0.11</u>	<u>3.2</u>

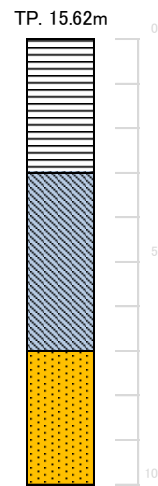
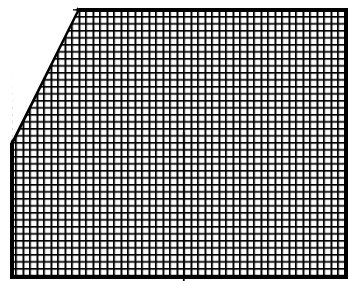
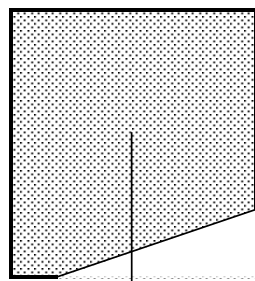
盛土・埋土使用範囲

深度		砒素 (溶出量)	ふっ素 (溶出量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)	(mg/L)
盛土 (0~+0.7)	+5.0~+4.3	<u>0.19</u>	<u>2.6</u>
表層 (0~0.5)	+4.3~+3.8	<u>0.19</u>	<u>2.6</u>
-1	3.3	<u>0.19</u>	<u>2.6</u>
-2	2.3	<u>0.19</u>	<u>2.6</u>
-3	1.3	<u>0.19</u>	<u>2.6</u>
-4	0.3	0.0012	0.18
-5	-0.7	<u>0.023</u>	0.33
-6	-1.7	<u>0.059</u>	<u>1.7</u>
-7	-2.7	<u>0.098</u>	<u>1.9</u>
-8	-3.7	<u>0.081</u>	<u>2.0</u>
-9	-4.7	<u>0.1</u>	<u>2.0</u>
-10	-5.7	<u>0.12</u>	<u>2.9</u>
-11	-6.7	<u>0.19</u>	<u>3.0</u>
-12	-7.7	<u>0.10</u>	<u>3.3</u>
-13	-8.7	<u>0.12</u>	<u>3.3</u>
-14	-9.7	<u>0.10</u>	<u>3.0</u>
-15	-10.7	<u>0.10</u>	<u>3.0</u>

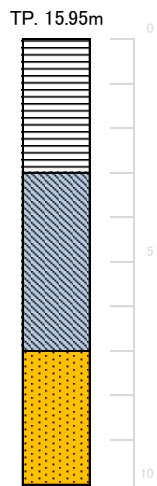
盛土・埋土使用範囲

搬出区域内の土地の地質が

規則第 65 条の 3 に規定する要件に該当することを証する書類（自然由来）



搬出元の代表的な地質模式図



受入先の代表的な地質模式図

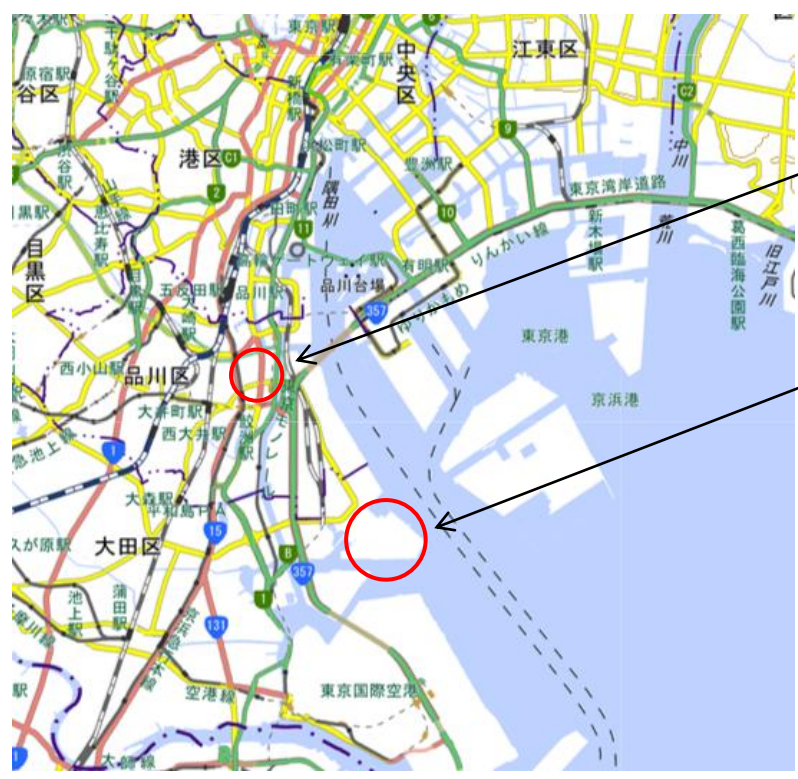
自然由来特例区域に指定時の台帳に綴った地質資料を添付し、同一の地質であることを示してください。

凡例

- 埋土層
- 有楽町層 上部 粘性土層
- 有楽町層 下部 砂性土層

搬出区域内の土地の地質が

規則第 65 条の 3 に規定する要件に該当することを証する書類（埋立由来）



搬出元
 住所：東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇
 指-〇〇〇

受入先
 住所：東京都××区××町××番××
 指-×××

同一港湾（東京港）である。

※図面は作成例であり、実際の土地の指定状況を意味するものではありません。
 図面は、東京都環境局ホームページに掲載の、条例における埋立て地の特例に係る対象地域図を参考に、2500分の1程度の縮尺として作成してください。
 URL：<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/ordinance/dojoujourei.html>